

第75回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

タンゴヤ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tangoya.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (b) 取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - (d) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
 - (e) 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク及びコンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
 - (f) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク管理・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告・是正される体制を構築する。
 - (g) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「GSフィロソフィー5箇条」を定める。
 - (h) 当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - (i) 当社は、反社会的勢力等排除規程等に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程、情報セキュリティ管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間管理保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
 - (b) 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (c) 天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、当該発生事実を代表取締役社長・監査役等へ報告するとともに、関連部門の責任者は情報収集、対応方針の決定、対応策の決定、取締役会への報告を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

- (c) 取締役は、職務分掌、職務権限規程等を通じ、職務執行の適正性と効率性を確保する。また、職務分掌、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (d) 取締役及び各部門の責任者は、原則月1回開催される経営会議にて職務の執行状況等について報告する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。なお、当該使用人の人事評価、異動、懲戒に当たっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行上の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
 - (d) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正や法令並びに定款等に違反するおそれのある行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
 - (e) 上記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役会は、代表取締役社長及び役員と随時会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - (b) 管理本部は、内部監査機能の一環としてその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、またその結果を代表取締役社長及び監査役に報告、不備があれば必要な是正を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会を15回開催いたしました。その他、監査役会は13回、リスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、法令遵守、リスク管理に努めております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見を交換し、各事業所を視察する等の情報交換を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、本社及び各営業所の内部監査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	80,000	26,634	87,608	114,242	112,500	213,309	955,102	1,280,912
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△25,028	△25,028
当期純利益							343,054	343,054
固定資産圧縮 積立金の取崩						△179	179	-
自己株式の取得								
自己株式の処分			29,139	29,139				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	29,139	29,139	-	△179	318,204	318,025
当 期 末 残 高	80,000	26,634	116,747	143,381	112,500	213,130	1,273,307	1,598,938

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△434,061	1,041,093	-	-	1,041,093
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△25,028			△25,028
当期純利益		343,054			343,054
固定資産圧縮 積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△82	△82			△82
自己株式の処分	217,109	246,249			246,249
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			391	391	391
当 期 変 動 額 合 計	217,027	564,192	391	391	564,583
当 期 末 残 高	△217,033	1,605,285	391	391	1,605,677

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに、G Sカンパニー事業本部については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	17～50年
建物附属設備	2～20年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

のれんについては取得後5年間で均等償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、メンズ、レディースのオーダービジネスウェア（スーツ、シャツ、コート、シューズ）をメインに販売しております。これらの取引については、引き渡し予定日に収益を認識しております。

また、当社は会員顧客向けのポイント制度を採用しており、製品及び商品の購入に応じて付与するポイントは将来当社の製品及び商品の購入時に使用することができます。付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントの利用及び失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。ポイントの履行義務に配分された取引価格は貸借対照表上「契約負債」として計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸入による外貨建買入れ債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

内規「外貨建取引による為替相場変動リスクについてのガイドライン」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、有効性の評価については省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社が運営するポイント制度について、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを顧客に対する履行義務として認識し、契約負債に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務戻入益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「資産除去債務戻入益」は735千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

G Sカンパニー事業本部における店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
有形固定資産	1,109,522

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、各店舗の事業年度予算及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

当社は、店舗を基本単位としてグルーピングし、営業活動から生じる各店舗の営業損益が過去2期間連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益が当期マイナスであり翌期予算も継続してマイナスとなっている場合及び経営環境の著しい悪化の場合等に減損の兆候があるものと判断しております。

減損の兆候が把握された場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の要否を判定しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定は権限を有する経営者の承認を得た翌事業年度以降の店舗予算を基礎に算定しております。当該キャッシュ・フローは過去実績をベースとして直近2期間の売上トレンド、新規出店、新規顧客の獲得、リピート顧客の割合、店舗別人員計画などを検討し算定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期を見通すのは困難な状況ではありますが、当社は2023年7月期の一定期間にわたり当該影響が継続するものと仮定して、固定資産の減損会計の見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や経済環境の変化等不確実性が高く、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	215,031千円
土地	324,645千円
計	539,676千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	13,632千円
長期借入金	285,232千円
計	298,864千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,486,150千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,751,372株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 217,004株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月26日 定時株主総会	普通株式	25,028	19	2021年7月31日	2021年10月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,443	42	2022年7月31日	2022年10月27日

(4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 141,200株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び出資証券であり、発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されております。

敷金は店舗等の賃貸借契約等に伴うものであり、差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後21年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における営業部長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、定期的な残高管理や各種信用情報等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

投資有価証券及び出資金のうち、投資有価証券及び出資証券については定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

b 市場リスク（為替変動リスク等）の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰・設備投資計画に基づく資金管理を行っているほか、手元流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*3)	1,816 △1,816		
	—	—	—
(2) 従業員に対する長期貸付金 (*4)	477	473	△3
(3) 敷金	648,267	646,874	△1,393
資産計	648,745	647,348	△1,396
(1) 社債 (*5)	230,000	229,587	△412
(2) 長期借入金 (*6)	1,213,206	1,214,218	1,012
(3) リース債務 (*7)	325,713	327,824	2,110
負債計	1,768,919	1,771,630	2,710
デリバティブ取引 (*8)	597	597	—

(*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	380
出資証券等	3,830

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4) 1年内回収予定の従業員に対する長期貸付金は、従業員に対する長期貸付金に含めて表示しております。

(*5) 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(*6) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(*7) 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,336,983	—	—	—
受取手形	1,048	—	—	—
売掛金	321,891	—	—	—
従業員に対する長期貸付金	324	153	—	—
敷金	21,130	464,169	158,158	2,500
合計	1,681,377	464,323	158,158	2,500

(注1) 敷金のうち、返還時期が明らかでないものについては、貸借期間に基づき返還時期を見積もっております。

(注2) 破産更生債権等については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	—	—	—	—	—
社債	60,000	60,000	60,000	40,000	10,000	—
長期借入金	195,974	116,712	152,112	152,112	92,112	504,184
リース債務	137,336	93,879	70,462	19,279	1,923	2,832
合計	1,893,310	270,591	282,574	211,391	104,035	507,016

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	597	—	597
資産計	—	597	—	597

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
従業員に対する長期貸付金	—	473	—	473
敷金	—	646,874	—	646,874
資産計	—	647,348	—	647,348
社債	—	229,587	—	229,587
長期借入金	—	1,214,218	—	1,214,218
リース債務	—	327,824	—	327,824
負債計	—	1,771,630	—	1,771,630

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金の時価は、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算

出す方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府その他地域において、賃貸用マンション及び商業ビル等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は40,263千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸不動産の貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
772,873千円	1,194,275千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額（指標を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	18,543千円
資産調整勘定	12,662千円
長期未払金	46,293千円
資産除去債務	57,189千円
契約負債	62,125千円
減損損失	17,508千円
その他	48,955千円
繰延税金資産小計	263,276千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△142,426千円
繰延税金資産合計	120,850千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△24,795千円
圧縮積立金	△112,508千円
その他	△206千円
繰延税金負債合計	△137,509千円
繰延税金資産の純額	△16,659千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	2.1%
租税公課	0.6%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	GS営業部	TANGOYA 営業部	その他	合計
スーツ	7,806,621	344,573	—	8,151,194
シャツ	561,395	25,081	—	586,477
その他	270,422	28,260	52,787	351,470
顧客との契約から生じる収益	8,638,439	397,915	52,787	9,089,143
その他の収益	4,441	—	—	4,441
外部顧客への売上高	8,642,881	397,915	52,787	9,093,584

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

11. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,046円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	231円66銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	211円71銭
(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
1株当たり当期純利益	
当期純利益	343,054千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	343,054千円
普通株式の期中平均株式数	1,480,876株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	139,493株

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。